

福岡県公報

平成三十一年四月九日
第四千八十三号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例

(税務課) ……………一

○福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(県営住宅課) ……………九

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「場合には」の下に、「法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「場合には、」の下に「法第二十条の五の二第二項及び」を加える。

第二十条の五の三中「第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二第二十一項」に改める。

第二十条の十八の三中「第十四条」の下に「又は法第二十条の五の二第二項」を加える。

第五十三条の三中「次条第一項」を「、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して次条第一項」に、「場合には」を「ときは」に改める。

付則第五条の三の二第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十七項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四十一條第三項第二号」を「第四十一條第五項」に改め、「特定取得」の下に「又は同条第十四項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

付則第五条の四中「第三十七条の二第二項第二号」を「第三十七条の二第二十一項第二号」に、「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二第二十一項」に改める。

付則第五条の五中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二第二十一項」に改める。

付則第五条の六中「第二十条の五の三各号列記以外の部分中「掲げる」を「同条中「次に掲げる」に、「掲げる」を「次に掲げる」に改め、「除く。」の下に「と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」を加える。

付則第七条第一項中「第二十条の五の三第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二第二十一項」に改め、同条第二項中「第三十七條の二第二項」を「第三十七條の二第二十一項」に改める。

付則第八条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「の宅地」を「第二条第一号に規定する宅地」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第四項、第五項

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

、第七項及び第十項から第十二項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「平成二十九年十二月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ中「もの」の下に「として施行令で定めるもの」を加え、同条第十六項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

17 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人が同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち施行規則で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備する対象特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

付則第八条の四第一項中「その他これに類するものとして施行規則で定めるもの」を削り、「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の二中「第十二条の二の二第一項」を「第十二条の二第二項」に改める。

付則第九条の二の三第一項中「第三十五条第一項の」を「第三十五条第二項に規定する」に改め、同条第二項中「法附則第十二条の二の二第二項各号に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の二第二項各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。

（）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「法附則第十二条の二の二第四項各号に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の二第四項各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第五項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第六項中「法附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の二第六項各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

付則第九条の二の五第一項から第五項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「から第十二項まで」を「及び第十一項」に、「以下この条」を「次項及び第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第九項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十項中「（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）」及び「（次項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）」を削り、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第十二条の二の四第十二項各号」を「附則第十二条の二の四第十一項各号」に、「平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の

四第十二項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、「三・五トンを超え」の下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

付則第九条の三第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。

同項第二号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に、「読み替え後」を「読替え後」に改め、同項第一号中「もの」新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項の表」を「次の表」に、「読み替え後」を「読替え後」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年

度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千円
二万七千二百円	七千円
四万七百元	一万五百円
二万九千五百円	七千五百円
三万四千五百円	九千円
三万九千五百円	一万円
四万五千元	一万五千五百円
五万円	一万三千円
五万八千元	一万四千五百円
六万六千五百円	一万七千円
七万六千五百円	一万九千五百円
八万八千元	二万二千元
十一万千円	二万八千元

第一項第一号ロ

第一項第二号イ		六千五百円	二千円
第一項第二号イ		九千円	二千五百円
第一項第二号イ		一万二千円	三千円
第一項第二号イ		一万五千円	四千円
第一項第二号イ		一万八千五百円	五千円
第一項第二号イ		二万二千円	五千五百円
第一項第二号イ		二万五千五百円	六千五百円
第一項第二号イ		二万九千五百円	七千五百円
第一項第二号イ		四千七百円	千二百円
第一項第二号ロ		八千円	二千円
第一項第二号ロ		一万五千五百円	三千円
第一項第二号ロ		一万六千円	四千円
第一項第二号ロ		二万五百円	五千五百円
第一項第二号ロ		二万五千五百円	六千五百円
第一項第二号ロ		三万円	七千五百円
第一項第二号ロ		三万五千円	九千円
第一項第二号ロ		四万五百円	一万五百円
第一項第二号ロ		六千三百円	千六百元
第一項第二号ハ(1)		七千五百円	二千円
第一項第二号ハ(1)		一万五千五百円	四千円
第一項第二号ハ(2)		一万二百円	三千円
第一項第二号ハ(2)		二万六百元	五千五百円
第一項第三号イ(1)ア		六千円	千五百円
第一項第三号イ(1)ア		六千八百円	二千円
第一項第三号イ(1)ア		七千六百元	二千円
第一項第三号イ(1)ア		一万千円	三千円
第一項第三号イ(1)ア		一万二千五百円	三千五百円
第一項第三号イ(1)ア		一万四千三百円	四千円
第一項第三号イ(1)ア		一万六千四百円	四千五百円

第一項第三号イ(1)イ		一万八千八百円	五千円
第一項第三号イ(1)イ		二万七千七百円	五千五百円
第一項第三号イ(1)イ		三万二千五百円	八千五百円
第一項第三号イ(1)イ		二万二千二百円	五千五百円
第一項第三号イ(1)イ		二万五千六百円	六千五百円
第一項第三号イ(1)イ		三万四百円	八千円
第一項第三号イ(1)イ		三万五千二百円	九千円
第一項第三号イ(1)イ		四万四百円	一万五百円
第一項第三号イ(1)イ		四万五千六百円	一万五千五百円
第一項第三号イ(2)		五万二千二百円	一万三千円
第一項第三号イ(2)		一万千円	三千円
第一項第三号イ(4)		五千円	千五百円
第一項第三号イ(4)		九千円	二千五百円
第一項第三号イ(4)		一万八千五百円	五千円
第一項第三号イ(5)		二万九千五百円	七千五百円
第一項第三号イ(5)		四万三千六百円	一万千円
第一項第三号イ(5)		九千円	二千五百円
第一項第三号イ(6)		六千五百円	二千円
第一項第三号イ(6)		一万二千円	三千円
第一項第三号イ(7)		八千五百円	二千五百円
第一項第三号イ(7)		二万三千円	六千円
第一項第三号イ(8)		一万三千五百円	三千五百円
第一項第三号イ(8)		一万九千五百円	五千円
第一項第三号ロ(1)ア		一万二千円	三千円
第一項第三号ロ(1)ア		二万三千六百円	六千円
第一項第三号ロ(1)ア		二万七千六百円	七千円
第一項第三号ロ(1)ア		三万千六百円	八千円
第一項第三号ロ(1)ア		三万六千円	九千円
第一項第三号ロ(1)ア		四万八百元	一万五百円

第一項第三号イ(1)イ	二万二千二百円	一万千円	第一項第三号イ(1)イ	七万四百円	三万五千五百円
	二万五千六百円	一万三千円		八万八千八百円	四万四千五百円
	三万四百円	一万五千五百円		二万六千四百円	一万三千五百円
	三万五千二百円	一万八千円		三万二千八百円	一万六千五百円
	四万四百円	二万五百円		三万九千二百円	二万円
	四万五千六百円	二万三千円		四万五千六百円	二万三千円
	五万二千二百円	二万六千円		五万二千四百円	二万六千五百円
第一項第三号イ(2)	一万千円	五千五百円	第一項第三号口(2)	一万四千五百円	七千五百円
	五千円	二千五百円		六千五百円	三千五百円
第一項第三号イ(4)	九千円	四千五百円	第一項第三号口(4)	一万五千五百円	六千円
	一万八千五百円	九千五百円		二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千元		四万五百円	二万五百円
	四万三千六百円	二万二千円	第一項第三号口(5)	五万九千四百円	三万円
第一項第三号イ(5)	九千円	四千五百円		八千円	四千元
	六千五百円	三千五百円		一万六千円	八千元
第一項第三号イ(6)	一万二千円	六千円	第一項第三号口(6)	一万九千円	五千五百円
	八千五百円	四千五百円		三万九千円	一万五千五百円
第一項第三号イ(7)	二万三千円	一万五千五百円	第一項第三号口(7)	一万九千円	九千五百円
	一万三千五百円	七千円		二万六千五百円	一万三千五百円
	一万九千五百円	一万円	第一項第三号口(8)	一万六千円	八千元
第一項第三号イ(8)	一万二千円	六千円		一万二千円	六千元
	二万三千六百円	一万二千円	第一項第四号イ(1)	二万二千五百円	七千五百円
	二万七千六百円	一万四千元		一万七千五百円	九千元
	三万六千六百円	一万六千元		二万円	一万円
	三万六千円	一万八千元		二万二千五百円	一万五千五百円
	四万八百元	二万五百円		二万五千五百円	一万三千円
	四万六千四百円	二万三千五百円		二万五千五百円	
	五万三千二百円	二万七千元			
	六万二千二百円	三万千元			

条例第二十條の五の三並びに付則第五條の四、第五條の五、第五條の六及び第七條の改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二條 別段の定めがあるものを除き、第一條の規定による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十條の五の三並びに付則第五條の四、第五條の五、第五條の六並びに第七條第一項及び第二項の規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の県民税については、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十條の五の三並びに付則第五條の六及び第七條第一項の規定の適用については、平成三十二年分までの個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十條の五の三	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
付則第五條の六	規定する特例控除対象寄附金	支出したものに限り。）
付則第七條第一項	当該特例控除対象寄附金	これらの寄附金
	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第二十條の五の三第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第二條第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第七條第五項の規定による同條第一項に規定する申告特例通知書の送付

（不動産取得税に関する経過措置）

第三條 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四條 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五條 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年分までの自動車税については、なお従前の例による。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三條において準用する同条例第二條第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県営住宅条例施行規則（平成九年福岡県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「六月二十日」を「六月三十日」に改め、同條第五項中「又は条例第二十九條第三項の規定による意見の陳述は、第一項の通知（更正通知及び再認定通知を除く。）を」の規定による意見の陳述は同條第三項の通知を受けた日から三十日以内に、条例第二十九條第三項の規定による意見の陳述は同條第一項又は第二項の通知に改める。

第四十六條中「許可取消通知書」を「利用許可取消通知書」に改める。

第五十一條第一項中「第六十八條第八項ただし書き」を「第六十四條第七項ただし書き又は第七十條第八項ただし書き」に改め、同條を第五十二條とする。

第五十条第一項中「第六十八条第七項」を「第六十四条第六項又は第七十条第七項」に、「自動車税の減免がなされている場合」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 自動車税又は軽自動車税の減免がなされている場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、駐車料等の減額が必要であると知事が認める場合
- 第五十条第二項中「前項の場合」を「前項各号に掲げる場合」に改め、同条を第五十条とする。

第四十九条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条第二項中「第六十四条第一項第二号」を「第六十六条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第六十四条第二項第五号」を「第六十六条第二項第五号」に、「または二級建築士」を「又は二級建築士」に改め、同条を第五十条とする。

第四十八条中「指定管理者」を「条例第六十三条第一項の規定により県営住宅の管理を行う市町村若しくは福岡県住宅供給公社又は指定管理者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(管理の特例)

第四十九条 条例第六十三条第一項の規定により県営住宅等の管理を市町村又は福岡県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第二条第二項第三号、第三条、第七条、第八条第二項及び第三項、第十条から第十二条まで、第二十四条、第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十条第二号、第四十一条並びに第四十四条第一項及び第二項中「知事」とあるのは「市町村長又は福岡県住宅供給公社理事長」と、様式第一号から様式第四号別紙まで、様式第七号、様式第十号から様式第十八号まで、様式第四十一号及び様式第四十七号から様式第五十四号までの規定中「福岡県知事」とあるのは「市町村長又は福岡県住宅供給公社理事長」とする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

県営住宅入居申込書										希望 団地	団地	希望の 住宅 タイプ	・一般世帯向け住宅 ・単身入居可能住宅												
年 度	回	抽 選 番 号	幹 旋 順 位	地 区	団 地	当 選 (幹 旋) 住宅 コード																			
福岡県知事 殿 県営住宅入居の承認を受けたいので、関係書類を添付して次のとおり申込みます。この申込書の記載内容が事実と相違するときは申込みを無効とし、また、入居後に判明したときは退去することについて異議ありません。 なお、申込者および同居予定者は法律で規定する暴力団員ではありません。このことについて福岡県警察に照会することについて同意します。										年 月 日		申 込 者	印												
										フリガナ															
現 住 所	〒				電話番号 ()		勤 務 先 所																		
							勤 務 先 称 又は職業		勤 務 先 電 話 番 号 ()																
同居しようとする親族	フリガナ	生 年 月 日			年	勤 務 先 又 は 職 業	年間所得額		控 除 項 目			裁 量 項 目													
	続柄	氏 名	性別	元 号	年		月	日	年齢	年分所得	所得額	特扶	老配老扶	障	特障	特寡	被爆	引揚	戦傷	身体等級	精神等級	知的等級			
	本人		男女																						
			男女																						
			男女																						
			男女																						
別居扶 養親族			男女																						
			男女																						
単 身 入 居 格 当 資 格	高齢	身障	生保	被爆者	引揚者	被災者	戦病	傷地	疎	優先入居理由	ひとり親	高齢	農村漁村	障がいのある方	犯罪被害者	DVひとり親	DV単身	外国人	入居様態	定期募集	新築募集	随時	公募外	目的外	ポイント方式
年間所得合計	同居(扶養)親族数		その他の控除		審査基準日	年	月	日	裁 量 階 層 0																
	(人員-1) × 万		特扶・老配扶・障がい・特障 寡・特寡		(万) (万) (万) (万) (万以下)																				
円-	円-()=A		A/12=																				
収入月収	円	分	人員-1																						
入居時家賃	円	金	円																						

様式第二号(裏)を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)(裏)

〈入居にあたっての注意事項〉

1 各種申請・届出について

- (1) 入居の承継、新たな同居者の転入等については、福岡県知事の承認が必要です。
- (2) 連帯保証人や身元保証人の変更、同居者の転出、入居者の出生、名義人の配偶者の転入、県営住宅の15日以上の不使用等の場合には、福岡県知事への届出が必要です。
- (3) 住宅を明渡す時は、退去予定日の2週間前までに住宅管理人又は指定管理者若しくは管理代行者に退去予定日を連絡し、退去時検査を受けたのち、明渡届を指定管理者又は管理代行者に提出してください。

2 家賃について

- (1) 家賃は、毎月末日(末日が休日の場合は、その翌日)までに納めなければなりません。
- (2) 督促状の指定期限後に納入されるときは、納期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、滞納金額の百円未満の端数を切り捨てた額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければなりません。
- (3) 入居者の方には毎年度前年の収入を申告していただき、この結果を基に翌年度の家賃を算定します。収入を申告されないときは、近傍同種の住宅の家賃となります。

3 保管義務について

- (1) 県営住宅の使用にあたっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持してください。
- (2) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等、軽微な修繕の費用は入居者の方の負担となります。

4 契約解除

家賃の3月以上滞納、県営住宅又は共同施設の故意によるき損、迷惑行為等の場合には、契約解除の上明渡請求をすることがあります。

5 その他

- (1) 入居中は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (2) 福岡県営住宅条例及びその他の関係法令を遵守してください。
- (3) 詳細については、入居時に配布する「住まいのしおり」を参照してください。

様式第三号から様式第四号その二までを次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

県 住 第 号
年 月 日

(管理人) 様

印

福岡県知事

県営住宅入居通知書

下記の方があなたの管理の住宅に入居する予定ですので、よろしくお願ひします。

記

入居承認予定住宅	団地名	住宅番号
入居決定者氏名		
入居指定日	年 月 日	

様式第4号その1(第4条関係)(裏)

請書の添付書類

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人資格申告書

〈入居にあたっての注意事項〉

1 各種申請・届出について

- (1) 入居の承継、新たな同居者の転入等については、福岡県知事の承認が必要です。
- (2) 連帯保証人の変更、同居者の転出、入居者の出生、名義人の配偶者の転入、県営住宅の15日以上の不使用等の場合には、福岡県知事への届出が必要です。
- (3) 住宅を明渡す時は、退去予定日の2週間前までに住宅管理人又は指定管理者若しくは管理代行者に退去予定日を連絡し、退去時検査を受けたのち、明渡届を指定管理者又は管理代行者に提出してください。

2 家賃について

- (1) 家賃は、毎月末日(末日が休日の場合は、その翌日)までに納めなければなりません。
- (2) 督促状の指定期限後に納入されるときは、納期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、滞納金額の百円未満の端数を切り捨てた額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければなりません。
- (3) 入居者の方には毎年度前年の収入を申告していただき、この結果を基に翌年度の家賃を算定します。収入を申告されないときは、近傍同種の住宅の家賃となります。

3 保管義務について

- (1) 県営住宅の使用にあたっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持してください。
- (2) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等、軽微な修繕の費用は入居者の方の負担となります。

4 契約解除

家賃の3月以上滞納、県営住宅又は共同施設の故意によるき損、迷惑行為等の場合には、契約解除の上明渡請求をすることがあります。

5 その他

- (1) 入居中は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (2) 福岡県営住宅条例及びその他の関係法令を遵守してください。
- (3) 詳細については、入居時に配布する「住まいのしおり」を参照してください。
- (4) 入居(引越し)が完了したら、必ず住民票の異動の手続を行ってください。

様式第 4 号その 2(第 4 条関係)(表)

	地 区	団 地	管 理	住 宅 番 号	順 位
(単身入居者用)					
請 書					
年 月 日					
福岡県知事 殿					
下記住宅の入居の許可を受けた上は、福岡県営住宅条例第 14 条の規定により定められた家賃を納期限までに支払うほか、裏面の注意事項、条例及び福岡県営住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守ります。					
連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務について一切の義務を負担します。					
なお、管理上必要であるため、入居者及び同居者の情報を団地管理人及び団地自治会へ通知することを同意します。					
入居者					
現 住 所					
氏 名	印	男・女	生年月日	年	月 日
カナ氏名	(姓)	(名)			
勤務先名称					
勤務先住所	〒 [][][][] - [][][][] _____				
身元保証人					
氏 名	実印	カナ氏名	(姓)	(名)	
生年月日	年	月	日	自宅電話	()
入居者との関係	親	子 供	兄弟姉妹	その他の親族	会社同僚上司 知人その他
住 所	〒 [][][][] - [][][][] _____				
勤務先名称			勤務先電話	()	
入居予定日					
年 月 日					
連帯保証人					
氏 名	実印	カナ氏名	(姓)	(名)	
生年月日	年	月	日	自宅電話	()
入居者との関係	親	子 供	兄弟姉妹	その他の親族	会社同僚上司 知人その他
住 所	〒 [][][][] - [][][][] _____				
勤務先名称			勤務先電話	()	
物件の表示					
団地名	住宅番号	入居時家賃	円		
県営住宅鍵預かり書					
氏名 _____ 印 _____					
下記のとおり県営住宅の鍵を預かりましたので、責任を持って保管し、破損紛失その他事故があったときは弁償いたします。預かりました鍵は、住宅明渡しの時は 3 本全てを返還します。					
鍵 3 本 No. No. No.					

様式第4号その2(第4条関係)(裏)

請書の添付書類

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人資格申告書
- 3 身元保証人の印鑑登録証明書

〈入居にあたっての注意事項〉

1 各種申請・届出について

- (1) 入居の承継、新たな同居者の転入等については、福岡県知事の承認が必要です。
- (2) 連帯保証人や身元保証人の変更、同居者の転出、入居者の出生、名義人の配偶者の転入、県営住宅の15日以上の不使用等の場合には、福岡県知事への届出が必要です。
- (3) 住宅を明渡す時は、退去予定日の2週間前までに住宅管理人又は指定管理者若しくは管理代行者に退去予定日を連絡し、退去時検査を受けたのち、明渡届を指定管理者又は管理代行者に提出してください。

2 家賃について

- (1) 家賃は、毎月末日(末日が休日の場合は、その翌日)までに納めなければなりません。
- (2) 督促状の指定期限後に納入されるときは、納期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、滞納金額の百円未満の端数を切り捨てた額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければなりません。
- (3) 入居者の方には毎年度前年の収入を申告していただき、この結果を基に翌年度の家賃を算定します。収入を申告されないときは、近傍同種の住宅の家賃となります。

3 保管義務について

- (1) 県営住宅の使用にあたっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持してください。
- (2) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等、軽微な修繕の費用は入居者の方の負担となります。

4 契約解除

家賃の3月以上滞納、県営住宅又は共同施設の故意によるき損、迷惑行為等の場合には、契約解除の上明渡請求をすることがあります。

5 その他

- (1) 入居中は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (2) 福岡県営住宅条例及びその他の関係法令を遵守してください。
- (3) 詳細については、入居時に配布する「住まいのしおり」を参照してください。
- (4) 入居(引越し)が完了したら、必ず住民票の異動の手続を行ってください。

様式第四号その二の次に次の一号を次のように改める。

様式第4号別紙(第4条関係)

年 月 日

連 帯 保 証 人 資 格 申 告 書

福 岡 県 知 事 殿

(連帯保証人)

住所

電話

氏名

印

(署名)

生年月日

年

月

日

私は、入居者（ ）の連帯保証人になることを承諾し、下記のとおり連帯保証人の資格があることを申告いたします。

記

- 1 満20歳以上の成人（20歳未満の既婚者を含む）です。
- 2 成年被後見人、被保佐人、被補助人ではありません。
- 3 入居者の世帯と同等以上の継続した収入があります。

様式第七号から様式第九号までを次のように改める。

様式第十一号を次のように改める。

様式第 11 号(第 8 条関係)

地 区	団 地	管 理	住 宅 番 号	順 位

県 営 住 宅 入 居 承 継 承 認 申 請 書 (兼 入 居 再 認 定 申 請 書)

年 月 日

福岡県知事 殿

フリガナ

(新名義人予定者)

団地名 住宅番号 号 入居承継しようとする同居者氏名 印

(電話 - -)

このたび、私を新名義人として下記の理由により入居承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、承認の上は、福岡県営住宅条例及びこれに基づく指示を堅く守ります。

1 入居承継理由(該当する番号に○を付けてください。下記の枠内の①、②、③を選んだ方は日付を記入してください。④を選んだ方は括弧欄に具体的な理由を書いてください。)

①現名義人の死亡(年 月 日)	②離婚又は内縁関係の解除(年 月 日)	③現名義人の転出(年 月 日)
④その他()		

2 入居承継しようとする同居者と現名義人の続柄(該当する番号に○を付けてください。)及び入居(同居承認)年月日

現名義人との続柄	①配偶者 ②子供 ③その他の親族 ④その他の関係()	入居(同居承認)年月日	年 月 日

3 現名義人の入居承継に関する承諾等(現名義人が死亡等の場合は記入不要です。)

県営住宅の入居に関する一切の権利義務を承継することに異議はありません。	年 月 日 現名義人 印	現名義人の入居(同居承認)年月日	年 月 日
-------------------------------------	--------------	------------------	-------

4 入居承継申請時の同居世帯員等

同・別	続柄	氏 名	性別	生 年 月 日				職 業 又 は 勤 務 先 (電 話 番 号)	年 間 所 得 金 額 円	諸 控 除 該 当 欄					裁 量 項 目 欄					
				元 号	年	月	日			特 扶	老 配 老 扶	障 障	特 障	寡 寡	特 寡	障 がい 級	種 類	級	種 類	級
本 人 ・ 同 居 者	本人		男女																	
			男女																	
			男女																	
			男女																	
別 居 扶 養 (配 偶) 者			男女																	
			男女																	
世帯全員		名						合 計												

注 1 本人及び同居者の収入を証する書類等を必ず添付してください。また、請書(連帯保証人の連署及びこれに関する必要書類を含む。)を必ず提出してください。

注 2 現名義人と入居承継しようとする同居者の続柄を証する書類を必ず添付してください。

注 3 入居承継理由を明らかに証する書類を提出してください。なお、同居承認日から一年未満の同居者への入居承継は承認できません。

年間所得合計	同居(扶養)数	その他の控除額	区分変更 →	年	月	日
円-	(人員-1) × 万	特扶・老配扶・障がい・特障 寡・特寡	収入			
		(万)(万)(万)(万) (万以下)	入 月 収			
		円-() = A A / 12				

様式第三十七号及び様式第三十八号中
「(住宅明渡し努力義務発生日 平成 年 月 日から)」を
「(住宅明渡し努力義務発生日 年 月 日から)」に改める。

様式第三十七号及び様式第三十八号中

生 年 月 日	年 年 月 日
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	
明大昭平	

を

生 年 月 日	年 年 月 日

に改める。

様式第四十七号を次のように改める。

様式第47号(第39条関係)

駐 車 場 利 用 申 込 書

年 月 日

福岡県知事 殿

駐車場区画番号	番	自治会担当役員確認欄	年 月 日 ㊟
---------	---	------------	---------

福岡県営住宅条例第54条の規定により、関係書類を添えて駐車場の利用を申し込みます。

申 込 者	住 所	県営住宅	団地	棟 号	(自宅) 電話番号	— —
	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏 名	㊟				
	1 勤務先名称 電話番号	—	—	申込区分		
	2 無 職					
住宅名義人氏名				申込者との続柄		

駐 車 す る 自 動 車	自動車検査証のとおりに入力してください。						
	自動車登録番号(ナンバー)		車名(メーカー)		自動車の種別		
					1 2 3 軽 小型 普通	1 2 自家用 事業用	
	車 種 (車の名前)		車 台 番 号			長さ	幅
						500cm以下	190cm以下
						cm	cm
	所有者の氏名又は名称						
	所有者の住所						
	使用者の氏名又は名称						
	使用者の住所						
申込者の氏名と、所有者及び使用者の氏名が異なる場合は、その理由		1 割賦購入 2 所有者より購入したが、名義変更が済んでいない。 3 同居家族の名義にしている。 4 購入予定(年 月 日頃) 5 その他 () 6 所有者から借りている。 7 会社の車					

様式第四十八号(裏)中「啓」を「啓」に改める。
様式第四十九号を次のように改める。

様式第49号(第43条関係)

駐車場利用(変更)許可書

駐 車 区 画 番 号

自 動 車 登 録 番 号

利用(変更)許可期間

左記の駐車場について
福岡県営住宅条例により
利用を許可します。

福岡県知事 印

様式第五十一号から様式第五十四号までを次のように改める。

様式第51号(第44条関係)

駐車場利用変更申請書(利用者変更用)

年 月 日

福岡県知事 殿

駐車場区画番号	住 所	旧利用者	㊞
番	県営住宅 団地 棟 号	自宅番号	— —
		勤務先 電話番号	— —

福岡県県営住宅条例第58条第1項の規定により、駐車場場所の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

新 利 用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		㊞	
変 更 を 要 す る 理 由	旧(現在の)利用者との続柄	1 配偶者 2 親 3 子 供 4 兄弟・姉妹 5 その他	1 勤務先名称 電話番号 2 無 職	— —
		1 結 婚(年 月 日) 2 離 婚(年 月 日) 3 死 亡(年 月 日)	4 転 居(年 月 日) 5 そ の 他 ()	

(変更許可条件)

- 旧利用者が死亡・転居及び特別な事情がある場合において、当該住宅に入居許可を受けて同居している親族であり、駐車料及び家賃に未納がある場合は、完納後でないと変更できない。
- 保証金に係る権利は、変更許可と同時に新利用者に譲渡すること。
- 変更許可月及びその翌月の駐車料金を福岡県住宅供給公社の事務処理の都合により旧利用者に請求した場合は、旧利用者が支払うこと。この場合、新旧利用者相互において、その精算を行うこと。
- 申請事項が事実と相違する場合は、利用許可の取消をすることがある。

様式第52号(第44条関係)

駐車場利用変更申請書(車種等変更用)

年 月 日

福岡県知事 殿

駐車場区画番号	住 所	氏 名	Ⓜ
番	県 営 住 宅	自 宅 番 号	— —
		勤 務 先 電 話 番 号	— —
	団 地	棟	号

福岡県県営住宅条例第58条第1項の規定により、駐車場の場所変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更する事項 (自動車検査証のとおりに入力してください。)				
駐 車 す る 自 動 車	自動車登録番号(ナンバー)	車 名(メーカー)	自動車の種別	自家用・事業用の別
			1 2 3 軽 小型 普通	1 2 自家用 事業用
	車 種 (車の名前)	車 台 番 号		長さ 幅
				500cm以下 190cm以下 cm cm
	所有者の氏名又は名称			
	所 有 者 の 住 所			
	使用者の氏名又は名称			
	使 用 者 の 住 所			
	車 種 等 変 更 理 由	1 自動車買替 2 保管場所(住所)変更 3 名義変更 4 名義保管場所(住所)変更 5 破損等による自動車登録番号の変更 6 自動車新規購入 7 その他 ()		
		自動車保管場所使用承諾証明申請日	年 月 日	

様式第53号(第45条関係)

駐 車 場 利 用 中 止 届

年 月 日

福岡県知事 殿

私は現在使用している県営住宅 団地の駐車場を 年 月 日で利用を中止しますので、福岡県営住宅条例第58条第2項の規定により、届け出ます。

利用者	駐車場区画番号	住 所	フリガナ	
	番	県営住宅 団地 棟 号	氏 名	印

理 由 (該当項目を○で 囲んで下さい) その他の場合は内容を詳しく記入してください。	1 退去のため 2 車を廃車したため 3 車を売却したため 4 団地以外の駐車場を確保したため 5 その他()
--	--

連絡先(退去の場合は転居先住所も記入してください。)	〒 -	TEL 携帯()
----------------------------	-----	-----------

※ 希望される還付方法の番号を○で囲み、必要事項を記入して下さい。

保証金の還付方法 振込	1 現在の駐車料の引き落とし口座に振り込んで下さい。								
	2 下記の口座に振り込んで下さい。(金融機関の通帳の写しが必要です。)								
	→いずれかを○で囲む	銀行等	銀行名	支店名	銀行コード	店舗コード	預金種別(○印)		口座番号
							1 普通	2 当座	
郵便局	郵政省番号	通帳番号		通帳番号(右詰で記入)					
	9 9 0 0			の					
口座名義人(カナで記入)									

様式第54号(第46条関係)

利用許可取消通知書

(利用許可取消決定者) 様

あなたの駐車場利用については、福岡県営住宅条例第59条に基づき、下記のとおり利用許可の取消を通知します。

記

1 駐車場区画番号 番

2 利用許可取消日 年 月 日

3 理由 由
年 月 日

福岡県知事 印

様式第五十六号中「(第49条関係)」「を」「(第50条関係)」「こ」「(第64条第1項)」「を」「第66条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。